

茨城県報 第468号

平成5年7月29日

木曜日

目次

告 示

ページ

- 青少年に有害な興行の指定（児童福祉課）..... 1
- 保安林の指定の解除の予定（2件）（林業課）..... 2
- 土地収用法による事業の認定（2件）（用地課）..... 3
- 指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正（出納第一課）..... 4

（大規模小売店舗審議会）

- 第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示（3件）..... 5

公 告

- 地籍調査の成果認証（農地計画課）..... 7
- 開発行為の工事完了（2件）（建築指導課）..... 7
- 道路の位置の指定（2件）（ " ）..... 8
- 法86条の規定による一団地の認定（ " ）..... 8

規 程

（企 業 局）

- 茨城県企業局職務権限規程の一部を改正する規程..... 9

告 示

茨城県告示第927号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第8条第1項の規程に基づき、青少年に有害な興行として、次のものを指定する。

平成5年7月29日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

| 指定番号 | 種 類 | 題 名               | 配 給 社 名 |
|------|-----|-------------------|---------|
| 585  | 映 画 | 人妻・密会 不倫がいっぱい     | 新東宝映画   |
| 586  | "   | ゲイのおもちゃ箱          | ENKプロ   |
| 587  | "   | アクトレス倶楽部2巨乳コレクション | ニューセレクト |

|     |     |                               |         |
|-----|-----|-------------------------------|---------|
| 588 | 映 画 | ニッポンの猥褻                       | 新東宝映画   |
| 589 | 〃   | 超アブノーマルSEX変態まみれ               | 〃       |
| 590 | 〃   | ＜新日本映像ニュース＞<br>痴漢と覗き 社員女子寮篇   | 新日本映像   |
| 591 | 〃   | 痴漢と覗き 社員女子寮篇                  | 〃       |
| 592 | 〃   | ＜新日本映像ニュース＞<br>新痴漢電車－指師で開きます－ | 〃       |
| 593 | 〃   | 新痴漢電車－指師で開きます－                | 〃       |
| 594 | 〃   | 監 禁 秘 逆 レ イ プ                 | 大 蔵 映 画 |
| 595 | 〃   | ＜新日本映像ニュース＞<br>ナマ本番 飲み干す      | 新日本映像   |
| 596 | 〃   | ナマ本番 飲み干す                     | 〃       |
| 597 | 〃   | リーサルパッション2 愛欲の弾丸              | ニューセレクト |
| 598 | 〃   | ザ・アダルト 性告白実話                  | 新東宝映画   |
| 599 | 〃   | ＜新日本映像ニュース＞<br>喪 服 妻 悶 絶      | 新日本映像   |
| 600 | 〃   | 喪 服 妻 悶 絶                     | 〃       |
| 601 | 〃   | いんらん夫婦 官能の夜                   | 新東宝映画   |
| 602 | 〃   | ＜新日本映像ニュース＞<br>好色不倫妻・吸いつくす    | 新日本映像   |

~~~~~

茨城県告示第928号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規程により告示する。

平成5年7月29日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

1 解除をする保安林の所在場所

鹿島郡大洋村大字上幡木字藤山1487の2から1487の4まで

2 指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

指定流の消滅

~~~~~

茨城県告示第929号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規程により告示する。

平成5年7月29日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

- 1 解除をする保安林の所在場所  
鹿島郡大野村大字荒井字後338の7
- 2 指定された目的  
飛砂の防備
- 3 解除の理由  
指定流の消滅

茨城県告示第930号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成5年7月29日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

- 1 起業者の名称 出島村
- 2 事業の種類 八千代の丘福祉と健康の里整備事業
- 3 起 業 地  
(1) 収用の部分 茨城県新治郡出島村大字深谷字すの区、字しの区地内  
(2) 使用の部分 な し
- 4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所  
出島村役場

茨城県告示第931号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成5年7月29日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

- 1 起業者の名称 関城町
- 2 事業の種類 関城町味覚センター建設及び駐車場整備事業

## 3 起 業 地

(1) 収用の部分 茨城県真壁郡関城町大字木戸字根下地内

(2) 使用の部分 な し

## 4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

関城町役場

~~~~~

## 茨城県告示第932号

昭和56年4月1日茨城県告示第486号の3で告示した地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条第1項に規定する指定金融機関及び同条第4項に規定する収納代理金融機関の一部を次のように改正し、平成5年8月2日から施行する。

平成5年7月29日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

別表第2 1 県内に本店(本所)が所在し、県内の全ての店舗で収納の事務を取り扱う金融機

関の表中

|              |                   |    |
|--------------|-------------------|----|
| 「  水戸市農業協同組合 | 水戸市赤塚2丁目27        |    |
| 内原町農業協同組合    | 東茨城郡内原町大字内原175の13 |    |
| 茨城町農業協同組合    | 東茨城郡茨城町大字長岡1263   | を  |
| 常北町農業協同組合    | 東茨城郡常北町大字石塚1157   |    |
| 桂村農業協同組合     | 東茨城郡桂村大字阿波山2737   |    |
| 常澄村農業協同組合    | 水戸市大串町1203番地      | 」  |
| 「  水戸農業協同組合  | 水戸市赤塚町2丁目27番地     | 」に |

改め、

|              |               |    |
|--------------|---------------|----|
| 「  大洗町農業協同組合 | 東茨城郡大洗町成田町208 | 」を |
|--------------|---------------|----|

削る。

~~~~~

（大規模小売店舗審議会）

茨城県大規模小売店舗審議会告示第49号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴（法人及び団体にあつては、事業の沿革）(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到着するように提出して下さい。

平成5年7月29日

茨城県大規模小売店舗市議会

委員長 宇 野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称  
株式会社 カスミ家電
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地  
カスミ家電東海店  
那珂郡東海村船石川526-1外
- 3 現在の店舗面積  
495㎡
- 4 増加しようとする店舗面積  
540㎡
- 5 店舗面積を増加する日  
平成6年2月23日

~~~~~

## 茨城県大規模小売店舗審議会告示第50号

## 第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴（法人及び団体にあつては、事業の沿革）(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到着するように提出して下さい。

平成5年7月29日

茨城県大規模小売店舗市議会

委員長 宇 野 秀

## 1 届出者の氏名又は名称

株式会社 しまむら

## 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら大子店

久慈郡大子町大字池田字寺下1489-1外

## 3 閉店時刻

午後8時00分

## 4 休業日数

年間10日

## 茨城県大規模小売店舗審議会告示第51号

## 第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴（法人及び団体にあつては、事業の沿革）(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到着するように提出して下さい。

平成5年7月29日

茨城県大規模小売店舗市議会

委員長 宇 野 秀

## 1 届出者の氏名又は名称

株式会社 しまむら

## 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら鹿島店

鹿島郡鹿島町宮中字新町附2019番2外

3 閉店時刻

午後8時00分

4 休業日数

年間10日

## 公 告

### ●地籍調査の成果認証

下妻市、久慈郡水府村の下記地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により認証した。

平成5年7月29日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

|            |                                                                                   |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 調査を行った者の名称 | 下妻市、久慈郡水府村                                                                        |
| 調査を行った期間   | 下妻市大字下妻の一部<br>平成3年7月30日から平成3年12月20日まで<br>久慈郡水府村大字上高倉の一部<br>平成3年7月3日から平成3年12月13日まで |
| 認証年月日      | 平成5年7月22日                                                                         |

### ●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成5年7月29日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡鹿島町鉢形字鋤不入1519番6

2 事業主の住所及び氏名

東京都港区六本木七丁目3番7号

東亜道路工業株式会社

代表取締役 川 口 史 郎

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

水戸市酒門町字東原3026番1, 同番5, 3032番1（第2工区）

## 2 事業主の住所及び氏名

水戸市中央1丁目4番1号

水戸市長 佐 川 一 信

## ●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成5年7月29日

茨城県知事職務代理人

茨城県副知事 前 田 正 博

| 指定番号           | 指 定<br>年 月 日 | 申 請 者                            |                      | 道 路 の 位 置                               | 道路の幅員及び延長    |               |
|----------------|--------------|----------------------------------|----------------------|-----------------------------------------|--------------|---------------|
|                |              | 氏 名                              | 住 所                  |                                         | 幅 員          | 延 長           |
| 潮土木指令<br>第371号 | 5.7.19       | (株)<br>青木工務店<br>(代)<br>青木富美男     | 鹿島郡旭村田崎<br>656番地     | 鹿島郡鉾田町大字徳宿<br>字星谷1727番29                | メートル<br>6.20 | メートル<br>43.25 |
| 竜土木指令<br>第782号 | 5.7.15       | 高屋敷建設<br>(株)<br>代表取締役<br>高屋敷 喜代美 | 稲敷郡茎崎町高<br>見原2-11-47 | 稲敷郡茎崎町高見原5<br>丁目3-32,3-38,3-42,3-4<br>4 | 6.00         | 51.46         |

## ●法86条の規定による一団地の認定

建築基準法（昭和25年法律第210号）第86条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成5年7月29日

茨城県知事職務代理人

茨城県副知事 前 田 正 博

| 認定番号           | 認定年月日     | 申請者氏名                  | 区 域              |
|----------------|-----------|------------------------|------------------|
| 建指指令<br>第1239号 | 平成5年7月20日 | 興和物産(株)<br>(代) 梅 崎 敏 則 | 竜ヶ崎市久保台4丁目1番2の一部 |

## 規 程

### （ 企 業 局 ）

#### 茨城県企業管理規程第9号

茨城県企業局職務権限規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成5年7月29日

茨城県公営企業管理者

企業局長 川 田 弘 二

#### 茨城県企業局職務権限規程

茨城県企業局職務権限規程（昭和42年茨城県企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第10中第4を次のように改める。

#### 第4 利根川水道建設事務所長

- 1 工業用水道事業法第19条の規定による水質の測定及びその記録
- 2 茨城県工業用水道条例に関する次のこと。
  - ア 第4条の規定による工業用水使用量の承認
  - イ 第6条の規定による基本使用水量の決定及び承認
  - ウ 第7条の規定による特定使用水量の決定及び承認
  - エ 第8条の規定による基本使用水量の変更の決定及び承認
  - オ 第9条第3項の規定による設計審査，材料検査及びしゅん工検査
  - カ 第10条の規定による工事費の前納及び精算
  - キ 第13条の規定による制水弁の操作の確認
  - ク 第14条第2項の規定による給水施設の検査及び必要な措置の指示
  - ケ 第15条の規定による届出の受理
  - コ 第16条の規定による給水の制限又は停止の通知
  - サ 第17条の規定による使用水量の決定及びその通知
  - シ 第21条の規定による料金の算定及び徴収
  - ス 第24条の規定による設計審査手数料，材料検査手数料及びしゅん工検査手数料の徴収
  - セ 第25条の規定による延滞金の徴収
  - ソ 第26条の規定による給水の制限及び停止

#### 付 則

この規程は，公布の日から施行し，平成5年6月1日から適用する。

~~~~~

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）  
（休日の場合は繰下発行）（金 2, 3 0 0 円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)